

授業科目名	家事事件処理手続論	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	三隅 珠代	単位数	2	開講年次	3

授業科目の概要

社会生活においては、様々な法的紛争が発生するが、家庭内の紛争等の家事事件の解決にあたっては、相互の感情的な対立の背景や個人のプライバシー等に対する配慮が求められる。そのため、審判・調停各手続が紛争の種類や段階に応じて選択される。この授業では、実際に発生した家事事例を題材として使用しながら、第1に、主に民法を中心として家事実体法に規定された身分関係事項について正確な理解を深める、第2に、家庭裁判所の機能と役割を理解する、第3に、審判と調停の手続を理解し、家事事件の処理についての理論と実務の基礎を修得する。

到達目標

- (1) 民法その他の法律に規定された身分関係事項についての理解を正確にする。
- (2) 非訟手続と訴訟手続の違いを理解する。
- (3) 家庭裁判所の機能と役割を理解する。
- (4) 審判と調停手続を理解する。
- (5) 家事事例の処理を学び紛争解決の理論と実務を体系的に理解する。

成績評価基準および方法

教室における発言（20%）や課題への取組み評価（30%）を重視するとともに、定期試験（50%）を実施する。評価の割合は（ ）内のとおり。評価の基準は、上記到達目標の達成度による。

テキストおよび参考文献

高橋朋子・床谷文雄・棚村政行『民法7』（有斐閣アルマ）、二宮周平『事例演習家族法』（新世社）等を参考図書とするほか、学生が事例を検討して意見発表ができるよう、授業毎に適切な家事事例等に関する法律文書等をプリントして配付する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

具体的事例を検討するので、事前にその事例で問題となる民法（特に親族・相続）の分野を基本書・参考図書を読むなど復習しておくこと。

授業後は、具体的事例で検討した分野以外の周辺分野を含めて基本書・参考図書等で確認するなど網羅的に復習をしておくこと。

授業計画および内容等

第1回	家事事件の概要	家事事件の概要、実体法と手続法 訴訟手続と非訟手続
第2回	家庭裁判所の機能と役割	家庭裁判所の特色 家庭裁判所調査官・医師たる裁判所技官 参与員
第3回	家事調停手続	家事調停制度の概念・特色、家事調停の本質性
第4回	家事調停事項	意義および範囲、調停前置主義、家事調停と民事調停との関係

第5回	家事調停の 当事者・調停機関	当事者、代理、参加、当事者能力、当事者適格、手続行為能力、裁判所と調停機関、調停委員会、家事調停委員の指定、職務、権限、家事調停官、裁判官のみで行う調停
第6回	家事審判事件の 特色	簡易性、迅速性、秘密性、確実性、科学性、社会性
第7回	審判手続と 調停手続	別表第1事件 別表第2事件 人事に関する訴訟事件 その他一般に家庭に関する事件
第8回	家事審判手続	管轄 当事者 当事者能力、手続行為能力 代理、特別代理人、手続代理人
第9回	審判手続の 開始・審理	当事者の申立て、調停手続からの移行、職権による開始、審判前の保全処分 審理手続の原則、申立書の写しの送付、期日、事実調査および証拠調べ、調書の作成、記録の閲覧・謄写
第10回	審判手続への 参加・受継	参加 手続からの排除 手続の受継の要件、時期、手続
第11回	審判手続の終了	審判手続終了の態様、審判、取下げ、調停成立、当事者の死亡
第12回	審判	審判の意義および性質、審判の成立、審判の効力 戸籍事務管掌者への通知、戸籍記載の嘱託
第13回	審判に対する不服 申立て、審判の 取消し、変更	審判に対する不服申立て、即時抗告の期間、方式等 審判の取消し・変更の対象たる審判、その手続、その効力、審判の更正等
第14回	人事訴訟手続 総論	訴訟の対象となる事件、管轄裁判所、参与員、当事者、審理、検察官の関与、判決
第15回	人事訴訟手続 各論	婚姻関係訴訟、養子縁組事件、親子関係事件
関連 URL		
備考欄		